

日本国憲法と憲法意思を巡る物語

青 木 克 仁

Constitutional Intention of the Constitution of Japan

Katsuhito AOKI

要 旨

アメリカの場合、革命を起こし、市民が統治権力に統治権力が介入し得ない領域を認めさせるという画期的な出来事が起きた。しかし革命後、自分たちは正統な権力を有していると主張するには、その正統性を証明する必要に迫られる。しかし、この証明は「Petitio principii」の詭弁に陥ってしまうことになる。なぜならば、自分達が「正統な代表である」と正統性を証明する前にあたかも正統性が既にあるかのように振る舞わねばならないからである。革命はまさに旧体制からの断絶を記すゆえ、旧体制において正統とされた権力から継承しているわけではないので、新体制の権力の正統性を新旧の断絶を前提にした上で証明しなければならないという難題を引き受けねばならないのである。その結果、正統化の理由付けは常に過剰なものとなってしまう。戦後、日本も旧体制から新体制に移行したのだが、旧体制からの離脱を、革命を経験したアメリカの主導の下で行った。それゆえ、この時も「過剰な理想」(山内)が登場するわけだが、歴史を主導し得るような「理想」が登場するのは、まさに、革命後や戦後日本の場合のように、新体制が己の正統性を主張し、過剰な理由付けを行う時なのである。本論考は、現行の憲法に積極的な意味を見出すための着眼点を提供することを目的としている。

キーワード：日本国憲法、憲法意思、マッカーサー、アメリカ独立宣言、デリダ

序 論

『未完の憲法』の中で、木村草太は、「憲法の三つの顔」として、第一に「技術的文書」としての性質、第二に「外交宣言」としての性質を挙げた上で、三番目に「共有する歴史物語」としての性質を挙げている。この三番目に挙げられている性質は「憲法意思 (Constitutional Intention)」と呼ばれるものとも深い関連性がある。「憲法意思」は、小室直樹が「憲法の本質」と呼んでいるものなのだ。小室直樹は、憲法は本質的には慣習法であるから、大事なものは法の文面ではなく、むしろ慣習にあるのだとし、「憲法の本質が行われなくなった時点で、その憲法は無効」(20)とまで言っている。憲法の根となっている慣習が「共有する歴史物語」の中に息づいており、この「歴史物語」を参照しつつ、始祖達の憲法制定時における「憲法の本質」を再認

するということが重要であることを確認しておこう。例えば、フランスは、現在、第五共和制を迎えているが、こうした体制の変遷にもかかわらず、1789年の「フランス人権宣言」だけは、憲法典の一部として扱われている。これは、フランスでは、「人権宣言」以来、宣言の精神を常に保持し続けてきているということの意味する。同様に、アメリカの場合も、「社会契約的」な歴史的出来事が存在し、独立を宣言し、憲法を制定した「建国の父祖達 (Founding Fathers)」の意思が後世に語り継がれている。これらの例は、憲法を制定した精神や父祖達の制定時の意思を伝える根拠となるものを礎として残すことで、何を忘れてはならないのかという歴史物語を参照点として保持しているということの意味している。

宮台真司は、始祖達が憲法制定時に込めた理念や想いを「憲法意思」と呼んでいる。そして、「憲法意思」は「過去からの継承」と「将来への継承」があり、両方の継承意思を前提に、初めて「憲法意思」が生きていると言えるとしているのだ。だとすると、残念ながら、日本には、こうした継承の物語が存在していないということになるだろう。戦後、「憲法意思」に基づく「継承」の時間意識を持つことができなかつたからだ。アメリカの場合も、フランスの場合も、革命を起こし、市民が統治権力に統治権力が介入し得ない領域を認めさせるという画期的な出来事が、まさに「社会契約」という形で存在している。この契約を通して、統治権力は、憲法によって負託された権限しか行使し得ないよう制限を受ける。確かに、日本の場合、憲法を支える参照点となるような物語の起点には「敗戦」という事実があるため、継承され得る物語が父祖達の意思を留めているということはない。しかも、周知のように、憲法制定に日本人が関わっていなかったわけではないが、それでもニューディーラーのケーディスをはじめとするアメリカの理想主義者達の考えが反映されているがゆえに自主憲法ではないと論じる、所謂「押し付け憲法論」が展開されてきている。確かに、GHQのプレッシャーの下、マッカーサーに命じられたケーディスの示したモデルに基づいて、近代国家の体裁をなす新憲法がつくられていったということは否定し得ない事実だろう。本論考では、私達は、現行の憲法に積極的な意義を見出すことはできないのだろうか、という問いに答えを見出すべく議論を展開していきたい。

§ 1. 日本国憲法誕生時のこと

山内廣隆は『過剰な理想』、第一章「マッカーサーの夢」において、戦争放棄条項は、戦争直後の深い反省とそれが作り出す一瞬の出来事だったのではないかと述べている (p.25)。彼は、マッカーサーの『回顧録』を論拠に、憲法第九条は、幣原喜重郎首相が、マッカーサーに提案したという説を紹介している。山内の引用箇所によると、「首相はそこで、新憲法を書き上げる際にいわゆる「戦争放棄」条項を含め、その条項では同時に日本は、軍事機構は一切もたないことをきめたい、と提案した」(p.46)という。この提案に対して、マッカーサーは、「腰が抜けるほどおどろいた」と回想している。なぜならば、「戦争を国際間の紛争解決には時代遅れの手段として廃止することは、私が長年熱情を傾けてきた夢だった」(p.456)からだというのだ。山内は、「終戦直後という一つの特殊な時代精神が「自衛権放棄」を九条に潜り込ませたのだと考えています」(p.33)と述べている。「戦争放棄」は、山内が論じているように、マッカーサーの夢でもあったわけで、終戦直後という「特殊な時代精神」の中で、幣原の「戦争放棄」提言を受けて、9条を「最も道義的なもの」と擁護しつつも、別れ際に幣原が言ったとしている言葉をこう記している。「世界は私たちを非現実的な夢想家と笑いあざけるかもしれない。しかし、百年後

には私たちは預言者と呼ばれますよ」(p.29)と。まさに、この「特殊な時代精神」ゆえに、「日本国民」である「私達」を超えた、より普遍的な方向性へ開かれた「私達」が可能となったのではないかと論じていこうと思う。

山内は、終戦直後に書かれた「マッカーサーノート」と死を間近に控えた1960年代前半の『回想録』の記述の違いを紹介している。ノートでは「自己の安全を保持するための手段としての戦争をも放棄する」と理想を明言している。他方、『回想録』では、「必要な場合には防衛隊として陸兵十師団と、それに見合う海空兵力から成る部隊を作ることを提言した」として「自衛のための戦争」を認めている。マッカーサーはノートに記したように、「戦争放棄」を「自分の夢」として新憲法に刻み込もうとしたのだし、幣原喜重郎も側近村山有に「戦争放棄はわしから望んだことにしよう」(山内 p.32)と語り、『公人としての私の回顧の記録』に残されているように、「軍備を全廃すべきだという不動の信念に私は達した」(山内 p.34)のである。山内は「原子爆弾の完成で私の戦争を嫌悪する気持ちは当然のことながら最高度にまで高まっていた」(p.28)という『回想録』におけるマッカーサーの言葉を引用している。核兵器の時代に、国家の軍事力は国土を守るのには何の意味もなさないということは、マッカーサーが実際に戦闘を体験した職業軍人だったからこそ、現実のものとして直観し得たのだろう。幣原もマッカーサーも決して単なる現実離れした理想主義者だったわけではないのだ。しかし、マッカーサーの現実主義は、憲法施行の翌年、1948年辺りから、冷戦最中の朝鮮戦争に至る道のりで、再び彼を普通の考えに引き戻してしまった。1947年、当時の大統領、トルーマンは「トルーマン・ドクトリン」と呼ばれるようになる、教書演説を行い、アメリカ側、即ち、「自由主義陣営」に属する諸国を守るためなら武力行使をも辞さない構えを示し、冷戦体制に突入していくことになる。冷戦の様相が色濃くなるにつれて、アメリカは日本に対して「再軍備阻止」から「再軍備要求」へと態度を変える。1950年にはマッカーサーが年頭の声明の中で、日本にも自衛権はあるということ述べ、同じ年に「警察予備隊」が組織されるようになる。朝鮮戦争勃発の前後から、アメリカの極東戦略のこうした変化に伴い、既にこの頃から憲法第九条の改憲問題が熾り始めていくのは周知の通りだ。すると護憲論が「押し付け憲法」に乗っかっているというのなら、同様に改憲論も内発的な論議どころか元は「再軍備要求」に転じたアメリカからの外圧によって生じているわけである。それゆえ、まさに、山内の言うように、終戦直後という状況が可能にした「時代精神」が平和憲法を可能にしたのだ。そしてこの「時代精神」は、原爆投下から、トルーマンによって冷戦体制が宣言されるまでの、ほんの短期間だけ、今振り返ってみると、忘却された時間であるかのようになり、あたかも歴史から外れた時間であるかのようになり、存在しているのだが、実は、日本国憲法の起草も国際連合の創設も、この「時代精神」の中で産声を上げていることを忘れてはならない。1945年、51の加盟国によって、国際連合憲章の下、第二次世界大戦の反省に基づき、国際平和維持を主たる目的にして国際連合が設立されているのである。

奥平康弘と木村草太の対談、『未完の憲法』の中で、奥平が指摘しているように、「日本国憲法は、『今後国連軍が作られるであろう』ということをも前提に作られた」(p.62)のなら、それに応えて木村が言うように「本来であれば憲法9条の理想というものがあって、それは国連という枠組みとも絡んだ現実的な理想であった」(p.62)わけである。しかし、周知の通り、はなはだ残念ながら、国連軍が全く機能していないのが現状であるゆえ、未来を見越した「戦争放棄」の夢は未だ叶えられていない。山内が記した「終戦直後の時代精神」とは、理想に燃えたニューデューラーの自由民主的な世界構築の夢と敗戦直後で心より平和を希求している日本国民の想いが見

事に調和したことによって産み出されたのである。まさに、国連構想の枠組みの中でこそ、新憲法の意義が輝き出るゆえ、「現実的な理想」として9条を誇るのであるなら、並行して国連構想の実現を日本は真剣に目指すべきだったのだ。後節において、私達は、「終戦直後の時代精神」と山内が呼んでいるものを詳細に論じていくつもりである。

§2. 「憲法意思」確認の物語に潜む「原暴力」

1976年、アメリカが建国200年の祝賀で賑わった年に、ジャック・デリダが建国の父の一人であるトマス・ジェファソン設立のヴァージニア大学において、彼の起草した「アメリカ独立宣言」を脱構築する論考を発表した。この独立宣言は、アメリカの建国の父祖達の「憲法意思」が表明されている基本文献なのだ。

「法の支配」を基礎づける立憲行為は、その起源において、先行する如何なる法もないところで制定されるゆえ、アメリカ独立宣言を脱構築したデリダが看取したように、そこには「原・エクリチュール」としての行為遂行的暴力が存在している。「憲法意思」の語る物語は、「原・エクリチュール」の暴力を騙るために引き合いに出される「不可能なもの」の正当化なのである。一体、何が「不可能なもの」なのだろうか。ジェファソンは、独立宣言の草稿を起草したわけだが、彼は「自由かつ独立したこれら諸邦の善良なる人民の名において、またその権威によって公布し、宣言する」とあるように、そうした「善良なる人民」を代表している連邦諸邦の代表者達をさらに代表していることになる。しかし、「自由かつ独立した人民」は、そしてその権威は、独立宣言によって産み出されるわけで、この宣言に先立って存在していることになっていることをデリダは指摘する。立憲的な民主主義の場合、法は市民の意志を代表するからという理由において正当化され、権威づけられている。代表する者の代表性も、同様に、宣言がなされ署名された後、事後的にフィクションによってしか正統化され得ないことになる。そもそも憲法の制定によって「人民」と呼ばれる集合体が存在するようになるはずなのに、そう呼ばれるべき正当な時を待たずして独立宣言に署名した「人民」とは何者なのか、という原理的問題が浮き彫りになる。「アメリカ」の独立を宣言することで、パフォーマティヴにアメリカ国民が生み出される。即ち、「私達」である「自由かつ独立した人民」は宣言の後につくられるが、「私達」が初めから存在していたかのように進められていくのだ。

『法の力』の中で、デリダは「法を執行する (To enforce the law)」という英語表現は法の執行が力 (Force) の権威付けられた使用範囲を画定しているということを暴露しているという。法の内側に潜む「執行する力」が明らかになるのは、まさに、革命的状況下においてであろう。なぜならば、革命は、新たな法を基礎づけようとすることであり、それは即ち、既成の法秩序から断絶し、それとは別の法を制定し基礎づけることを意味するからだ。デリダは『法の力』において次のように述べる。

すべての革命的状況、すべての革命的言説は、左翼的なものであろうと、右翼的なものであろうと、暴力に訴えることが正義になっているのだとする。その時に引き合いに出されるのが、新たな法/権利が設定されつつある、またはこれから設定されるという理屈である。新たな法/権利の設定とは、つまり、新たな国家の設定ということである (pp.109-110)。

新しい法秩序の創設の際は、如何なる法的な正統性も指針も欠けているということになる。これが法創設時の暴力、即ち、法を執行する力が力として剥き出しになる瞬間である。新しい法秩序の合法性は、法秩序が確立され執行された後で初めて遡及的になされ得る。デリダは、法に正当化を与える正義は常に来るべきものとして到来するという言い方をしている。新しい法秩序が生み出された後、遡及的に法は正当化される。言い換えれば、法を制定する行為遂行的な言説の権威は、後付けで遡及的に正当化されることになるのだ。行為遂行的な言説は常に権威の行為であるのだが、にもかかわらず法を制定する際の権威は法制定後に初めて与えられる権威であって初めから存在しているものではない。すると、この革命的状況において、法が宙吊りに、つまり、エポケーの状態に、なってしまっており、法執行の力が正当化されぬまま裸出していることになる。革命は、まさに歴史の断絶であり、旧体制の法秩序が打ち破られ、新体制の法秩序が行為遂行的に宣言されるわけだが、新体制を打ち立てる、この行為遂行的な言説の権威を裏付けるのは、法による正当化を経ない無根拠な暴力なのである。デリダは、かくて、あらゆる法の起源には無根拠な暴力があることを明らみに出す。法を創設し、正当化する瞬間のうちに、行為遂行的な力が含まれているのである。原初的な立法を行う行為遂行的な力そのものは、その立法によって設立された法によっては正当化し得ないのだ。

かくて「独立宣言」によってアメリカ人の間に「人権」が生まれるのだが、それがあたかも宣言以前に初めから存在しているかのような物語、「天賦人権説」のような物語として宣言の中で「語る＝騙る」必要がある。「すべての人間は平等に創造された、彼らは創造主によって一定の譲渡し得ない権利を賦与されている」は、『アメリカ独立宣言』に記されているあまりにも有名な文章だが、デリダは独立宣言が意味と効力を発揮するための最終的審級として神の絶対的現前が必要となると述べる。

『アメリカ独立宣言』の結び近くに「この連合せる植民地は自由にして独立なる国家たり(are)、また (and) 権利として当然に然かあるべきである (ought to)」(『人権宣言集』p.115)という一節がある。デリダは、この結びの一文にある“are”と“ought to”を結び付けている接続詞“and”に注意を喚起する。それはデリダが言うように「あることとあるべきこと」を結ぶ「と」であり、事実と権利という二つの言説様相の結合を保証する最終的審級なのだ。「事実」と「権利」を一気に結びつけるこの接続詞は、まさに最終審級である「神」であるとデリダは言うのである。かくて、「人民」の権利を作り出す暴力は「神」の名をもって隠蔽される。

国家の起源にある創設の「原暴力」は、行為遂行的言説によって生まれる指示対象を、事実確認的言説の指示対象であるかのごとく扱い、既にそこにあったかのように見せかけるという操作である。つまり、独立宣言に署名するという行為によって初めて署名する権威を手にしたにもかかわらず、初めからそうした権威が存在しているかのように振る舞うことになるのだ。「天賦人権説」は、まさに、こうした「原暴力」を覆い隠すフィクションとして、正統化のためのフィクションとして、必要とされるのだ。「すべての人は平等に造られ、創造主によって、一定のうばいがたい天賦の諸権利を付与」されていることを謳った独立宣言は、にもかかわらず、人権を保障する「権利の章典」が「修正10カ条」として後付けで発効されるに至る。反連邦派の反対に考慮したということだが、宣言されたことが一体何で、どうすれば効力を発揮することになるのか、「権利の章典」によって補われることとなったのだ。

確かに、進行中の歴史的出来事は、それが起きている最中には十分に知覚されはしないということがあるだろう。自分達が何に署名してしまって、その効果として何が生じるのか、を知覚

し、消化する時間が必要となるのだ。「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、創造主によって、一定の奪いがたい天賦の諸権利を付与され、その中に生命、自由および幸福の追求のふくまれることを信ずる」と独立宣言に書き記したジェファソンだが、ハワード・ジンによれば、「当初、ジェファソンの原稿には、アメリカへ奴隷を送り込んできたイギリス国王と、奴隷貿易を禁止しなかった植民地政府への非難とが書かれていた」(p.68)とのことであるが、制定時にはこの件は抹消されることになったという。アメリカの各邦が憲法を批准する段階で、憲法の内容を承認し、国の最高法規とする手続きが必要された時、憲法を擁護する人達が「フェデラリスト（連邦主義者）」と呼ばれた。その代表格であるアレクサンダー・ハミルトンは、社会は自ずと階級に分かれるものだ、という持論があり、純粋な民主主義は危険ゆえ、上流階級が動かすべきであると考えていた。同様に、フェデラリストのジェームズ・マディソンは、市民の暴動や反乱は一つの州政府を圧倒することはあり得るが、大きな連邦政府という形をとれば、大衆の欲望に圧倒されることはないという理由で、連邦制を支持した。合衆国憲法は、裕福なエリート層の利益を守る枠組みを与えることを期待され、起草されたのである。ハワード・ジンが述べているように、「ある大義に対し、多くの支持をとりつけたときには、人の心を高揚させるような言葉が使われるものだが、一方で、同じその言葉が、人々のあいだの深刻な利害対立を隠したり、残る多くの人々を切り捨ててしまうということは、現代においても起きていることなのである」(p.69)。ジェファソンの筆は、高揚感溢れる語彙選択によって、アメリカ植民地の富裕層エリートの特権を守るため以上の力を発揮し、普遍性に向かう未来を開いてしまっている。「独立宣言」の後、ジェファソン自身は、故郷のヴァージニアに戻り、下院議員として改革に着手し始めるが、その改革の一端に、「奴隷解放の提案」があった。「天賦人權説」の射程が黒人にまでも及ぶことを彼は意識せずにはいられなくなったのだろう。ジェファソンの改革案によって、綿花栽培事業の大農園主の抵抗が激しかったが、何とかアフリカからの奴隷の輸入続行を禁止することができた。ジェファソン自身が奴隷を所有していたという歴史的事実があるが、遺言によって彼の奴隷達は全て解放された。自分が起草し、署名した宣言が何であったのかを彼自身が知覚するのにも時間を有したということの意味しているエピソードである。原暴力のトラウマがあたかも潜伏期を経て署名者当人にも効果を発揮していくかのようだ。

宣言の有する、こうしたトラウマ的效果は、ジェファソンを見舞っただけではなく、その後、リンカーンにも波及する。例えば、開戦前の1860年の「クーパー・インスティテュート演説」において、彼が述べていることを検討してみよう。リンカーンは、この演説において、「国家のフレーム（枠組み）」は、当然、「合衆国憲法」であることを強調した上で、その本分に署名した39人の者達こそ、憲法を制定した父祖達と称されるに値することを確認する。そうした上で、「父祖と同様に奴隷制度を拡張すべからざる悪と考えるべきです」(p.73)と結論する。なぜならば、「現在の国家を組織した我らの父祖」が用い適用した原理に、自分達も従うべきだからだ。「合衆国憲法」の真意を父祖同様に理解した者なら誰であろうとリンカーンと同様の結論に辿り着くだろうことを真と考えているのだ。1863年、南北戦争中に激戦地のゲティスバーグにて行われた有名な「ゲティスバーグ演説」においても、「87年前、われわれの父祖たちは、自由の精神にはぐくまれ、すべての人は平等につくられているという信条に献げられた、新しい国家を、この大陸に打ち建てました」という件において、父祖達の建国の精神との一体化を確認している。正統化のためのフィクションを徹底しなければ、アメリカという国家の礎が崩れ去るとということが、リンカーンの有名な「分かれたる家は立つこと能わず」という言葉に窺い知ることができるのだ。

う。

建国の精神に潜む「原暴力」とそれを正統化するために語り出された「天賦人権説」、そしてその「天賦人権説」の普遍性に向けた拡張可能性の射程は、こうして歴史的にも広がりを見せ、修正第13条によって黒人の解放を、修正第19条によって女性の解放を、それぞれもたらした。こうした普遍性は修正可能性という形で民主的議論にも開かれているのである。

私達は、「憲法意思」の伝承の根源に存在する国家創設の原暴力によってもたらされたトラウマを確認してきた。黒人にも女性にも「人権」が認められなかったアメリカ社会において、国家建設の理念である「憲法意思」が本当は何を意味するのか、ということに対する知覚が、こうして歴史的ずれを生じさせ、そのずれの是正の過程として、黒人解放、女性解放の歴史が生み出されていったのである。

§3. 南アフリカの場合

同様の事態を私達は、南アフリカという国家の創設の現場においても確認できる。デリダは『ネルソン・マンデラの感嘆 あるいは反省＝反射の法則』の中で、マンデラが人を魅惑するのも彼自身が魅惑されているからにはかならないと述べている。彼は何に魅惑され、感嘆しているのだろうか。一言で言うのなら、「法」に、である (p.16)。南アフリカの白人の篡奪者達に抗して、マンデラが魅惑されている「人権宣言」等によって創始された伝統の中で未だかつて見られることのなかった当の事を見られるようにしてくれるまで、その論理を尊重する者としてのマンデラ、未だかつて日の目を見たことのないものに、反省の行為によって、日の目を見せるまでに、その論理を尊重する者としてのマンデラ、そうしたマンデラにデリダは感嘆している。

国家創設の際の強権発動の「原暴力」の刻印は、南アフリカの場合も例外なく見受けられる。ただし、南アフリカの場合はデリダが言うように、「根源の暴力は際限なく繰り返されなければならない」(p.20)。なぜならば、「人民全体」の統一性が、単に白人少数派による裁断と一致するなどということは決してないからである。国家の絶対的な創設は、前以て正当化＝合法化された民族の実体を前提にすることはできない。デリダが言うように、人民の全体的な統一性は、何らかの基本的な法を創設する或る契約によってしか、己を同定できない。ところで、この契約は事実上、人民のいわゆる「全体」の、いわゆる「代表者」によってしか署名されることがないということは、先ほど見た通りである。『アメリカ独立宣言』の脱構築の際にも確認したように、国家創設のための基本的な法は、権利上にも事実上にも、それを前提しながらも同時にそれを創設するものに、単純に先行することはできない。なぜならば、「その法は、その行為遂行的発言によって或る署名がおのれに署名する権威を付与する行為遂行的発言、一言でいうならば、前以て存在する法の保証なしに自らの権限でおのれを合法化する、常軌を逸した行為遂行的発言に先行することはできない」(p.23)からである。この行為遂行的発言に見られる、自署的な暴力と、それを正統化するフィクションが、国家創世の際の「歴史的」起源に働いているのが見出されるのである。

マンデラは、こうした「原暴力」の痕跡を覆い隠すフィクションを見破り、このように述べている。「自由主義者たちの信条は、『ファシズムや共産主義といった全体主義のさまざまな形式を拒絶する民主主義的な諸手段の使用』に存します。しかし、民主的で合憲的な諸権利をすでに享受している人民しか、民主主義的で合憲的な手段を云々する資格はもてません。それは、その利

益に浴さない者にとって、いかなる意味ももたないのです」(21)と。南アフリカの黒人共同体の闘いは、輸入された法、そして先ず、最初に、それらを最初に輸入した「アフリカーナ」と呼ばれる白人達によって裏切られることになる法、の名のもとに行われているのである。マンデラは、自らが感嘆している「法」をアパルトヘイト支持者達に対立させ、より徹底化させていく「急進化の論理」(p.26)をもって、アパルトヘイト支持者に突き付ける。それが西洋起源であろうが、その啓示あるいは出現の場所がどこであろうと、「急進化の論理」を突き詰めるマンデラによって、このような法の構造は普遍性を目指す方向に開かれていく。西洋起源の原理をより徹底して南アフリカの白人権力に反転させて突き付けたのだ。これは、最初に西洋起源の法が、歴史的、民族的、地理的、言語的、文化的に現象した、その特定の境界をはみ出ることを要求する。それゆえ、デリダは、「すべてが根ばなれ=故郷喪失から始まるべきなのだ。いったん根ばなれ=故郷喪失が起こってしまった後では、諸々の境界は経験的な偶発事項に見えるだろう」(pp.26-29)と述べている。デリダはこのようにも述べている、「法の出現と定式化の場所とは、法にとって故郷喪失の最初の場所でもあること」(p.51)であると。

結 論

山内が指摘していた終戦後の「時代精神」とは一体何だったのかを解明してみよう。そのために、加藤典洋が『戦後入門』において「宗教的回心」に喩えている事態を参照したい。原爆投下に関わったアメリカの政治家、科学者、軍人などの間で、一種の「宗教的回心」のような劇的な変化に見舞われた人達が少なからず存在していたという。加藤は、宇宙飛行士の体験に喩えて、この「宗教的回心」の雰囲気伝えていく。宇宙空間から、地球を客観的に見つめる宇宙飛行士の体験のように、旧来の考え方を劇的に変容させ得る、そうしたトラウマ的な体験を原爆投下でもたらした、というのだ。原爆のような地球そのものをも破滅に導く破壊兵器の前では、大変、脆く儂い存在としての人類の姿が浮き彫りにされることになるのだが、そんな儂い人類の中に、敵も味方も全てが包摂されている、ということへの気づきが訪れたのだ。つまり、宇宙飛行士の体験同様、原爆投下後、アメリカ人の原爆に関係した人達の中には、人類という一段階高い普遍性への覚醒を経験した人達がいたというのである。原爆投下直後から冷戦体制突入に至るまでの1年程度の時間は、山内が「時代精神」という言葉で表さざるを得なかったような「宗教的回心」にも似た、今となっては歴史から外れたかのような時間を生み出したが、その短い時間に、平和憲法が起草され、国際連合が築かれたのである。アメリカの側も日本の側も、まさにこの「原爆投下」から「冷戦体制」に至るまでの「宗教的回心」に見舞われた稀有な時代精神の中で、己の歴史的、民族的、地理的、言語的、文化的な起源から離れ、デリダが言う「根ばなれ=故郷喪失」を体験したがゆえ、「法」の持つ、より普遍的な次元へと超出し得たのだろう。繰り返すが、その成果こそが、日本国憲法であり、国際連合の構想だった。

「戦争放棄」条項が幣原とマッカーサーの合作となったという点を、ここで今一度振り返っておこう。1945年10月、マッカーサーから命じられて「憲法問題調査委員会」を立ち上げた幣原総理大臣は、マッカーサーの『回顧録』によれば、「戦争放棄」条項をもって、「日本は、軍事機構は一切もたないことにきめたい」と提案し、それに対してマッカーサーは、腰が抜けるほど驚き、「この時ばかりは息もとまらんばかりだった」と回想している。それは、マッカーサー自身も「戦争を国際間の紛争解決の手段」としては時代遅れと見て廃止したいと夢見ていたからだっ

た。原子爆弾の計り知れぬ威力を伝え聞いていた彼は、戦争嫌悪感から、「進歩的な憲法」作成に前向きにコミットしていく。マッカーサーも念頭に置いていた「人間の持つ基本的な性質に反する」という「戦争放棄条項」に対する批判があるにもかかわらず、それに抗して、「最高の道義的理想」(マッカーサー)へ向かって、幣原とマッカーサーの二人は申し合わせたわけでもないが同じ一つの決断に至る。この決断の瞬間は、デリダ風に言えば、まさに狂気であると言えるだろう。なぜならば、「世界は私たちを非現実的な夢想家と笑いあざけるかもしれない」とマッカーサーに応答した幣原の言葉通りで、「非現実的」だからだ。この決断の瞬間にこそ、「人間の持つ最も基本的な性質」即ち、自己防衛本能、にもかかわらず、むしろそれに抗してまでも、今までに人類が見聞したことのない、「最高の道義的理想」が新たに創出され、それが憲法に書き込まれることになったからだ。二人は「預言者」に自らを喩えることによって、その「最高の道義的理想」を具現した憲法を寿ぐ人達がむしろ未来からやってくることを予期しつつ、「百年後には私たちは預言者と呼ばれますよ」と幣原は語り、マッカーサーはその言葉を『回顧録』に残すのだ。様々な諸力が抗争する歴史の中で、終戦直後という瞬間が生んだ、敵味方を越えた「平和」への想いが二人を歩み寄せ、「預言者」として、未来の他者達から託された希望を「憲法草案」の中に記すという奇蹟を成し遂げることができた。すると、「預言者」達が先取りしている未来から約束された物語として、「憲法意思」を再構築し得ないだろうか。

デリダは、『来るべき世界のために』において、フランス革命後、その革命がもたらした強烈なトラウマを伝えるエピソードを紹介している。デリダによれば、コンドルセは、国王処刑の後、直ぐになおも死刑の廃止を提案し得たというのだ。ここでデリダは、「二重の仮説」と呼ぶものを提出する。それによれば、①コンドルセが自分の言うことに耳を傾けてもらえると思うほど、トラウマ、さらには、無意識的な悔恨の念が未だ生々しく強烈だった、あるいは、②君主の死が親殺しの本質的な部分を完遂してしまったので、もう死刑なしでも大丈夫と思われたのか(p.126)という理由から死刑廃止を提案するに至ったのであって、両仮説は矛盾しておらずそのどちらでもあり得ると述べている。そうした上で、デリダは「かの革命とそれに続いた恐怖政治に最初の複数の人権宣言は日付をもっている」(pp.126-127)ことを指摘している。激烈な革命の体験がもたらしたトラウマの時間が、死刑廃止の提案もそうなのであるが、「人権」という理念を発明させるに至るのである。

太平洋戦争終結後にも同様の事態が生じる。大戦処理にあたる連合国による戦後秩序の構築のプロセス、それから最終的には東西冷戦に帰結する戦後の覇権争いといった、歴史を駆動する諸力から離れて、一段高い「普遍性」へと超越し得る、「宗教的回心」にも似た「特殊な時代精神」が、原爆投下後から「トルーマン・ドクトリン」による東西冷戦に至る、ほんの1年半程度の時間の中に降臨し得たのだ。革命後、あるいは大戦後、といった「時代の関節が外れてしまった」(デリダ)その時、法秩序が一旦宙吊りになった状態であるがゆえに、可能であった決断が存在する。新生南アフリカ建国にあたって、マンデラが未だかつてなされたことのない決断に踏み切ったように、幣原とマッカーサーが決断したもの、「預言者」としての彼等が、時代の関節が外れた時に、予見し得たもの、その決断によってもたらされた発明の瞬間に戻ることに、それによってこそ語られなかった憲法の意義を見出すことができるだろう。

「革命後」、「戦後」といった新体制を擁護せねばならない、まさにその時に、その新体制の過剰正当化とも言える挙措において、人類は「普遍的原理」を見出してきた。それは或る意味で「過剰な理想」(山内)と呼べるかもしれないが、にもかかわらず、そうした正当化を通して、不

可侵である人間の尊厳を確保する「人権」という思想が生み出されたことも事実なのだ。まさに、この人権思想こそ、現代の立憲主義の基本中の基本になっている。戦後生み出された「日本国憲法」は「人権」思想を受け継いでいるだけではなく、「平和的生存権」のような理念が發明されている。これは、大戦終結直後という時代精神、日本人にとっては最大のトラウマ、が生み出した貴重な理念なのであって、このトラウマが生み出した理念は、故郷喪失的な普遍に向かっているが、その射程を見極めることこそが私達に求められている。

参考および引用文献（引用頁は本論中に記す）

- 大澤真幸, 木村草太, 『憲法の条件』, NHK出版新書, 2015.
 奥平康弘, 木村草太, 『未完の憲法』, 潮出版社, 2014.
 奥平康弘, 宮台真司, 『憲法対論』, 平凡社新書, 2002.
 加藤典洋, 『戦後入門』, 筑摩書房, 2015.
 木村草太, 『憲法に込められた本当の力とは』, 講談社現代新書, 2016.
 小室直樹, 『日本人のための憲法原論』, 集英社インターナショナル, 2006.
 ジン, ハワード, 『学校では教えてくれない本当のアメリカの歴史』上下巻, 鳥見真生訳, あすなろ書房, 2009.
 デリダ, 『法の力』, 堅田研一訳, 法政大学出版局, 1999.
 デリダ, 『言葉にのって』, 林好雄他訳, ちくま学芸文庫, 2001.
 デリダ, 『マルクスの亡霊たち』, 増田一夫訳, 藤原書店, 2007.
 デリダ, 「ネルソン・マンデラの感嘆 あるいは反省=反射の法則」, 『この男この国』収録, 鶴飼哲他訳, ユニテ, pp.12-61., 1989.
 デリダ, ルディネスコ, 『来るべき世界のために』, 藤本一勇他訳, 岩波書店, 2003.
 ベイン, トーマス, 『人間の権利』, 西川正身訳, 岩波文庫, 1971.
 ベイン, トーマス, 『コモン・センス 他三篇』, 小松春雄訳, 岩波文庫, 1976.
 マッカーサー, 『大戦回顧録』, 津島一夫訳, 中央公論新社, 2014.
 山内廣隆, 『過剰な理想』, 晃洋書房, 2019.
 『人権宣言集』, 高木八尺他編, 岩波文庫, 1957.
 『リンカーン演説集』, 高木八尺他訳, 岩波文庫, 1957.
 『フランクリン, ジェファソン, マディソン, トクヴィル 世界の名著40』, 松本重治編, 中央公論社, 1980.
 Jacques Derrida, “Declarations of Independence,” in *Negotiations: Interventions and Interviews, 1971-2001* (Stanford: Stanford University Press, 2002), 46-54.